



第1表 エネルギーの使用量

1. エネルギー使用量

エネルギーの種類		単位	使用量				
			(4) 年度	熱量 GJ			
(1)	化石燃料	揮発油	k l	(5)	(6)		
		ジェット燃料油	k l				
		軽油	k l				
		A重油	k l				
		B・C重油	k l				
		液化石油ガス (LPG)	t				
		液化天然ガス (LNG)	t				
		石炭 ( )	t				
		都市ガス (CNGを含む)	千 m <sup>3</sup>				
(2)	その他 ( )	( )					
化石燃料小計 (原油換算 k l)				(7)			
化石燃料小計 (GJ)				(8)			
(3)	非化石燃料	バイオエタノール	k l	(9)			
		バイオディーゼル	k l				
		SAF	k l				
		水素	t				
		アンモニア	t				
		その他 ( )	( )				
非化石燃料小計 (原油換算 k l)				(9)			
非化石燃料小計 (GJ)							
電気	買電	化石由来	電気事業者からの買電	千 kWh	(10)		
		化石由来	その他 (上記以外の買電)	千 kWh			
		非化石由来	電気事業者からの買電	千 kWh			
		非化石由来	その他 (上記以外の買電)	千 kWh			
	自家発電	非燃料由来	太陽光	千 kWh	(11)		
			風力	千 kWh			
			地熱	千 kWh			
			水力	千 kWh			
		非燃料由来	その他 ( )	千 kWh			
		燃料由来	化石由来	千 kWh		(12) (※)	
			化石由来	非化石由来			千 kWh
			燃料由来	その他 ( )			千 kWh
燃料由来	その他 ( )		千 kWh				
電気小計 (原油換算 k l)		千 kWh		(13)			
電気小計 (GJ)		千 kWh					
合計GJ				(14)			
原油換算 k l				(15)			
前年度原油換算 k l				(16)			
対前年度比 (%)							

- 備考 1 「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。
- 2 熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）で定める換算係数を使用すること。
- 3 (※)に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

記載要領

- 「化石燃料」とは、燃焼または燃料電池による発電に使用する石油製品（原油、揮発油（ガソリン）、重油、ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス）、可燃性天然ガス並びに石炭製品（石炭、コークス、コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス）とする。
- 別紙1を参考に、上欄にないエネルギーの種類を使用した場合、「( )」内にエネルギーの種類を、単位列に単位を記載する。複数の種類を記載するときは、新たに行を追加して記載する。
- 「非化石燃料」とは、燃焼または燃料電池による発電に使用するもので、化石燃料以外のものとする。化石燃料と混合して使用する際は、化石燃料と非化石燃料とで分けて使用量を記載する。例えば、ジェット燃料油90%、SAF10%を含む燃料100k1を使用した場合、ジェット燃料油欄に90k1、SAF欄に10k1を記載する。
- エネルギーを使用した年度を西暦で半角で記載する。以下、同様とする。
- 本社および全ての支社等で使用したエネルギーで、貨物の輸送に係るものの使用量を記載する。非化石証書等は考慮せず、実際に使用したエネルギーの種類の使用量を左欄の単位で集計し、記載する。なお、原則小数第1位を四捨五入して整数値で記載する。ただし、1未満の場合は、有効数字が3桁未満となるよう四捨五入する。以下、同様とする。
- 別紙1の熱量換算係数に、1つ左隣の欄に記載された数値を乗じたものを記載する。例えば、ジェット燃料油を100k1使用した場合、「36.3[GJ/k1]×100[k1]= 3,630[GJ]」より、「3,630」を記載する。
- 化石エネルギーの合計使用熱量[GJ]を記載する。
- 原油換算係数 0.0258[k1/GJ]に、化石エネルギーの合計使用熱量[GJ]を乗じた合計原油換算熱使用量[k1]を記載する。
- 非化石エネルギー分の合計について、化石エネルギーの合計と同様に記載する。
- 別紙2の電気の種類の内、買電の電気で、化石由来のものについて記載する。なお、非化石メニュー等を使用した場合は、電気事業者の非化石割合から、化石エネルギー分を算出し、加算する。

- (11)別紙2の電気の種類の内、買電の電気で、非化石燃料由来のものについて記載する。なお、非化石メニュー等を使用した場合は、電気事業者の非化石割合から、非化石エネルギー分を算出し、加算する。
- (12)これらの値は小計及び合計に含めない。
- (13)電気分の合計について、化石エネルギーの合計と同様に記載する。
- (14)エネルギーの合計使用熱量[GJ]と合計原油換算熱使用量[k1]を記載する。
- (15)前年度の原油換算熱使用量[k1]を記載する。初年度は記載不要とする。
- (16)下記計算式で算出した数値を記載する。初年度は記載不要とする。当該欄においては「合計原油換算熱使用量」について算出する。「対前年度比」については、以下、同様とする。

<計算式>

$$(\text{当該年度値}) \div (\text{前年度値}) \times 100[\%]$$

2. 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	使用量		(2) 年度 連携分を除いた エネルギー使用量		連携省エネルギー分の エネルギー使用量	
		数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl
		(1) 月別	4月	千 kWh	(3)	(4)	
	5月	千 kWh					
	6月	千 kWh					
	7月	千 kWh					
	8月	千 kWh					
	9月	千 kWh					
	10月	千 kWh					
	11月	千 kWh					
	12月	千 kWh					
	1月	千 kWh					
	2月	千 kWh					
	3月	千 kWh					
時間帯別	出力制御 時間帯	千 kWh	(5)	(6)			
	需給が厳しい 時間帯	千 kWh					
	その他の時間 帯	千 kWh					
合計							

- 備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
- 2 原油換算 kl 欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

(7) 3. 電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
(8) ~	(9)	(10) kWh
~		kWh
~		kWh

(11) 4. 電気供給事業者から購入した電力の種類及び非化石割合に係る情報

メニュー名	使用量		非化石メニューにおける 非化石割合又は 非化石証書使用状況
1.	kWh	kl	%
2.	kWh	kl	%
3.	kWh	kl	%

記載要領

- 系統電気自己託送以外の電気を買電している場合は、事業者単位で月別または時間帯別のいずれか1つを選択して使用量を記載する。
- 第1表1で記載した年度を記載する。
- 月別で報告する場合は、別紙2の電気の種類ごとに、月単位で使用量を合計したものを記載する。なお、非化石証書等は考慮せず、実際の使用量を記載する。
- 下記HPに掲載される熱量換算係数に、月および地域ごとの使用量を乗じ、合計したものを記載する。  
<[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/report/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/report/index.html)>
- 時間帯別で報告する場合は、別紙2の電気の種類ごとに、30分単位または60分単位で実際の使用量を計測し、合計したものを記載する。なお、非化石証書等は考慮せず、実際の使用量を記載する。
- 別紙2(c)列の熱量換算係数に、電気の種類および時間帯ごとの使用量を乗じ、合計したものを記載する。
- 省エネ法の評価対象となる書類等の種類は別紙3の通り。証書等の種別ごとに記載し、無効化および償却日または移転日ごとに記載する。行が不足する場合は、行の追加をする。また、本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化および償却または移転を行ったことを確認できる資料を添付する。
- 無効化および償却または移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「~」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記載する際は、「非化石証書」と記載する。
- 無効化および償却を行った日付または登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記載する際には空欄とする。
- 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載する。
- 電力メニューごとに使用量および非化石割合を記載する。



第4表 エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

1. エネルギー消費原単位

		(1)年度	対前年度比 (%)
エネルギー消費原単位	$\frac{\text{非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k l) } \textcircled{1}}{\text{輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量 } \textcircled{2}}$	(2)	

備考 「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (②)」は、①の非化石燃料に対して、法第5条第1項に規定する判断の基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2. 電気需要最適化評価原単位

		(1)年度	対前年度比 (%)
電気需要最適化評価原単位	$\frac{\text{電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算 k l) } \textcircled{1} \cdot 1}{\text{輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量 } \textcircled{2}}$	(3)	

備考 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (②・1)」は、①の非化石燃料に対して、法第5条第1項に規定する判断の基準で定める補正係数を乗じ、同判断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

記載要領

- (1) 第1表1で記載した年度を記載する。
- (2) 第3表2「①」に記載した数値を、第3表1「②」に記載した数値で割ったものを記載する。
- (3) 第3表2「①」に記載した数値から、別紙2の電気の種類ごとの熱量換算係数に第1表2の使用量を乗じた数値を合計したものを引き、第1表2の合計原油換算熱使用量を合計した数値を、第3表1「②」に記載した数値で割ったものを記載する。

<計算式>

$$\left( \text{第3表2「①」 [GJ]} - \left( \text{熱量換算係数 [GJ/k l]} \times \left( \text{第1表2の「使用量」 [k l]} \right) + \left( \text{第1表2の合計原油換算熱使用量 [GJ]} \right) \right) \div \left( \text{第3表1「②」} \right)$$

第5表 過去5年度間のエネルギー消費原単位並びに電気需要最適化評価原単位の変化状況及び非化石エネルギーの使用状況

1. エネルギー消費原単位

エネルギー消費原単位	(1) 年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
	前年度比 (%)	(A) (3)	(B)	(C)	(D)

2. 電気需要最適化評価原単位

電気使用量の集計区分		(5) <input type="checkbox"/> 月別 <input type="checkbox"/> 時間別				
電気需要最適化評価原単位	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
	前年度比 (%)	(A')	(B')	(C')	(D')	

3. 非化石エネルギーの使用状況

3-1. 非化石エネルギーの使用状況

使用燃料全体に占めるSAFの使用状況					
年度	年度	年度	年度	年度	年度
(6) %	%	%	%	%	%

3-2. その他非化石エネルギーの使用状況

(7)

記載要領

- (1) 5年経過するまでは、報告年度を含めた全ての年度分報告し、6年目以降は過去5年度実績分を記載する。
- (2) 第4表に記載した値を年度ごとに記載する。令和4年度（2022年度）実績までは、「（ ）」内に令和4年度省エネ法改正前の基準で算出した数値を記載する。令和5年度（2023年度）実績は、「（ ）」内に改正前の基準で算出した数値を記載し、改正後の基準で算出した数値を「（ ）」外右隣にする。令和6年度（2024年度）実績以降は、改正後の基準で算出した数値のみを記載する。

- (3) 令和5年度（2023年度）実績までは「（ ）」内の数値で算出し、令和6年度以降は「（ ）」外の数値で算出する。

- (4) 4年度分の前年度比を掛け合わせた数値を1/4乗したものを記載する。

<計算式>

$$((A-1) \times (B-1) \times (C-1) \times (D-1))^{1/4}$$

- (5) 第1表2で選択したものを選択する。

- (6) 第1表1のジェット燃料とSAFの使用量[k1]を用いて下記計算式で算出した数値を記載する。

<計算式>

$$(\text{SAFの使用量}[k1]) \div ((\text{ジェット燃料の使用量}[k1] + \text{SAFの使用量}[k1]) \times 100)$$

- (7) 国際線に使用したSAFの使用量[k1]を参考として記載する。また、その他非化石エネルギーの使用状況に関する事項があれば、併せて記載する。

(1) 第6表 エネルギー消費原単位若しくは電気需要最適化評価原単位が改善できなかった場合又は非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

1. 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(イ)、又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(ロ)にその理由

(イ)の理由
(ロ)の理由
(1)

備考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。

2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(ニ)にその理由

(ハ)の理由
(ニ)の理由
(2)

備考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。

3. 非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由


## 記載要領

- (1) 第5表1の5年度間平均原単位変化が99[%]を超える場合、記載する。なお、(イ)および(ロ)共に該当する場合、双方記載する。
- (2) 「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記載してもよい。
- (3) 第5表2の5年度間平均原単位変化が99[%]を超える場合、記載する。なお、(ハ)および(ニ)共に該当する場合、双方記載する。
- (4) 「(ニ)の理由」が「(ハ)の理由」と同様になる場合には、「(ハ)と同じ」と記載してもよい。
- (5) 報告対象年度の実績が前年度と比べて向上している場合、記載不要とする。



第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

(1) 対象項目	取組方針の策定	省エネ推進体制・責任者の設置	責任者による取組の状況（計画の策定、報告等）	省エネに関する従業員教育実施
取組方針の作成とその効果等の把握	<input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない (2)	<input type="checkbox"/> 全ての部門で実施している <input type="checkbox"/> 大半の部門で実施している <input type="checkbox"/> 一部の部門だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 全てを実施している <input type="checkbox"/> 大半を実施している <input type="checkbox"/> 一部を実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
省エネ輸送用機械器具の使用	省エネ目標の設定・効果測定及び取組の見直し <input type="checkbox"/> 全てを実施している <input type="checkbox"/> 大半を実施している <input type="checkbox"/> 一部を実施している <input type="checkbox"/> 実施していない 省エネ航空機の導入 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	省エネに資する器具の導入 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
省エネ運転・操縦	省エネ運転・操縦 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	搭載物の改善 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	地上運用における省エネ <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
輸送能力の高い輸送用機械器具の使用	輸送用機械器具の最適化 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない			
輸送能力の効率的な活用	積載率の向上 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	回送航行距離の縮減 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
その他	他の事業者等関係者との連携強化 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない			

記載要領

- (1) 必ず各項目のいずれかに印を記載する。なお、各項目において2箇所以上印を記載しない。
- (2) 「全てで実施している」は実施割合が概ね100%の場合、「大半で実施している」は実施割合が50%を超える場合、「一部だけ実施している」は実施しているがその実施割合が50%に満たない場合、「実施していない」は0%とする。以下、同様とする。

(1) 第8表 その他実施した措置

(2) 1. エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要

2. 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措置の概要

3. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措置の概要

### 記載要領

- (1) 当該年度に実施した措置を記載する。「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第7号）」等に記載された措置以外のものも記載可能とする。

第9表 二酸化炭素の排出に係る事項

1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

	(1)年度
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO <sub>2</sub> )	(2)

2. 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

(3)

3. 権利利益の保護に係る請求の有無

上記 1. の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第 27 条第 1 項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するとき」の請求に係るものであることの有無（該当するものどちらかに○をすること）

1. 有（別添のとおり）	2. 無	(4)
--------------	------	-----

4. 情報提供の有無

上記 1. の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第 32 条第 1 項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無（該当するものどちらかに○をすること）

1. 有（別添のとおり）	2. 無	(5)
--------------	------	-----

記載要領

- 第 1 表 1 で記載した年度を記載する。
- 下記計算式で算出した「燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量」で、小数点以下切り捨てたものを記載する。別紙 4 に記載のない燃料および自家発の電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量は加算しない。なお、石油系の副生ガスや副生油等を燃料として使用する場合で、これらを第 1 表 1 において「石油系炭化水素ガス」や性状の近い他の燃料として燃料使用量を計上しているときは、近似できる燃料の炭素排出係数を用いて二酸化炭素の排出量を加算する。

<計算式（燃料）> <sup>(※1)</sup>

$$44/12 \times (\text{炭素排出係数}[\text{tC/GJ}]^{\text{(※2)}}) \times \text{使用熱量}[\text{GJ}]$$

(※1) 燃料の種類ごとに算出したものを合計する。

(※2) 別紙 4 または HP<<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>>の「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」に掲載された炭素排出係数を使用する。

<計算式（電気またはガス）> <sup>(※3)</sup>

$$(\text{基礎排出係数}[\text{tCO}_2/\text{kWh}]^{\text{(※4)}}) \times (\text{電気使用量}[\text{千kWh}]) \times 1,000$$

(※3) エネルギーの種類ごとに算出したものを合計する。

(※4) HP<<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>>の「事業者別排出係数一覧」に掲載された基礎排出係数を使用する。掲載がない場合または実測等に基づく適切な排出係数がない場合は、上記一覧末尾に掲載する代替値を使用する。

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合、当該算定方法又は係数の内容について記載する。
- 「有」と「無」のどちらかを「○」で囲む。「有」の場合には、地球温暖化対策の推進に関する法律におけ

る、「様式第1の2 権利利益の保護に係る請求書」を添付する。様式は<<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>>から取得する。

- (4) 「有」と「無」のどちらかを「○」で囲む。「有」の場合には、地球温暖化対策の推進に関する法律における、「様式第2 温室効果ガス算定排出量の増減に関する情報その他の情報」を添付する。様式は<<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>>から取得する。

## 別紙1 熱量換算係数（電気以外）

エネルギーの種類ごとの熱量換算係数にエネルギー使用量を乗じ、合計使用熱量 [GJ] を算出する。

合計原油換算使用熱量[k1]は、原油換算係数0.0258[k1/GJ]に合計使用熱量[GJ]を乗じて算出する。

エネルギーの種類	熱量換算係数	単位	
化石燃料	原油	38.3	GJ/kl
	原油のうちコンデンセート (NGL)	34.8	GJ/kl
	揮発油 (ガソリン)	33.4	GJ/kl
	ナフサ	33.3	GJ/kl
	ジェット燃料油	36.3	GJ/kl
	灯油	36.5	GJ/kl
	軽油	38.0	GJ/kl
	A重油	38.9	GJ/kl
	B・C重油	41.8	GJ/kl
	石油アスファルト	40.0	GJ/t
	石油コークス	34.1	GJ/t
	液化石油ガス (LPG)	50.1	GJ/t
	石油系炭化水素ガス	46.1	GJ/千 m <sup>3</sup>
	液化天然ガス (LNG)	54.7	GJ/t
	その他可燃性天然ガス	38.4	GJ/千 m <sup>3</sup>
	輸入原料炭	28.7	GJ/t
	コークス用原料炭	28.9	GJ/t
	吹込用原料炭	28.3	GJ/t
	輸入一般炭	26.1	GJ/t
	国産一般炭	24.2	GJ/t
	輸入無煙炭	27.8	GJ/t
	石炭コークス	29.0	GJ/t
	コールタール	37.3	GJ/t
	コークス炉ガス	18.4	GJ/千 m <sup>3</sup>
	高炉ガス	3.23	GJ/千 m <sup>3</sup>
	発電用高炉ガス	3.45	GJ/千 m <sup>3</sup>
転炉ガス	7.53	GJ/千 m <sup>3</sup>	
非化石燃料	黒液	13.6	GJ/t
	木材	13.2	GJ/t
	木質廃材	17.1	GJ/t
	バイオエタノール	23.4	GJ/kl
	バイオディーゼル	35.6	GJ/kl
	バイオガス	21.2	GJ/千 m <sup>3</sup>
	その他バイオマス	13.2	GJ/t
	RDF	18.0	GJ/t
	RPF	26.9	GJ/t
	廃タイヤ	33.2	GJ/t
	廃プラスチック	29.3	GJ/t
	廃油	40.2	GJ/kl
	廃棄物ガス	21.2	GJ/千 m <sup>3</sup>
	混合廃材	17.1	GJ/t
	水素	142	GJ/t
	アンモニア	22.5	GJ/t

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年9月29日通商産業省令）別表第一

(※) SAFの熱量換算係数は、暫定的に36.3[GJ/kl]とする。ただし、換算係数に相当する係数で当該非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができるものとする。

別紙2 熱量換算係数（電気）

電気の種類ごとの熱量換算係数[GJ/千kWh]に電気使用量[千kWh]を乗じ、合計使用熱量 [GJ]を算出する。

電気の種類				熱量換算係数 (GJ/千 kWh)			
				(a) エネルギーの使用の合理化措置	(b) 非化石エネルギーへの転換措置	(c) 電気需要最適化措置	
買電 (※1)	系統電気 (※2)	自己託送	電気事業者からの買電	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	・再エネ出力制御時：3.60 ・需給状況が厳しい時：12.2 ・その他の時間帯：9.40
			非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	・再エネ出力制御時：3.60 ・需給状況が厳しい時：12.2 ・その他の時間帯：9.40	
		自己託送以外 (※3)	オフサイト PPA	非化石 重み付けなし	3.6	8.64 (非化石カウント)	・再エネ出力制御時：3.60 ・需給状況が厳しい時：12.2 ・その他の時間帯：9.40
				非化石 重み付けあり	3.6	8.64×1.2 (非化石カウント)	・再エネ出力制御時：3.60 ・需給状況が厳しい時：12.2 ・その他の時間帯：9.40
		自己託送	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64×1.2 (非化石カウント)	3.6
			上記以外	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	8.64
	上記以外	非化石分		8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64	
		（他事業者からの供給） 自営線	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64×1.2	3.6
	上記以外		化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	8.64	
			非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64	
自家発	非燃料由来の非化石電気 (オンサイト PPA 含む)		3.6	8.64×1.2	3.6		
	上記以外		投入した燃料・熱で算出する。	※電気の非化石割合を指標とする場合：8.64を発電量に乗じて算出する。 ※上記以外を指標とする場合：使用した燃料・熱量で算出する。	※投入した燃料・熱で算出する。		

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年9月29日通商産業省令）

(※1) 買電：一般送配電事業者が維持し、運用する電線路を介して供給された電気をいう。

(※2) 系統電気：電力会社が保有する商用の配電線網から供給される電気

(※3) 自己託送：発電用又は蓄電用の自家用電気工作物を設置する者が、当該自家用電気工作物を用いて発電又は放電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用電気工作物を設置する者の別の場所にある工場等に送電する際に、当該一般送配電事業者が提供する送電サービス

### 別紙3 省エネ法の評価対象となる証書等の種類

省エネ法で非化石転換の取組として評価される証書等は下表の通り。

熱	電気	その他
<ul style="list-style-type: none"><li>・非化石熱由来国内クレジット</li><li>・非化石熱由来オフセット・クレジット</li><li>・認証済グリーン熱証書</li><li>・非化石熱由来J-クレジット</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・非化石電気由来国内クレジット</li><li>・非化石熱由来オフセット・クレジット</li><li>・認証済グリーン電気証書</li><li>・非化石電気由来J-クレジット</li><li>・非化石証書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等</li></ul>

## 別紙4 炭素排出係数（燃料）

燃料の種類	炭素排出係数[tC/GJ]
輸入原料炭	0.0246
コークス用原料炭	0.0245
吹込用原料炭	0.0251
輸入一般炭	0.0243
国産一般炭	0.0242
輸入無煙炭	0.0259
石炭コークス	0.0299
石油コークス、FCC コーク（流動接触分解で使用された触媒に析出する炭素）	0.0245
コールタール	0.0209
石油アスファルト	0.0204
コンデンセート（NGL）	0.0183
原油（コンデンセート（NGL）を除く。）	0.0190
揮発油（ガソリン）	0.0187
ナフサ	0.0186
ジェット燃料	0.0186
灯油	0.0187
軽油	0.0188
A 重油	0.0193
B・C 重油	0.0202
潤滑油	0.0199
液化石油ガス（LPG）	0.0163
石油系炭化水素ガス	0.0144
液化天然ガス（LNG）	0.0139
天然ガス（液化天然ガス（LNG）を除く。）	0.0139
コークス炉ガス	0.0109
高炉ガス	0.0264
発電用高炉ガス	0.0264
転炉ガス	0.0420
RDF（ごみ固形燃料）	0.0162
RPF（ごみ固形燃料）	0.0166
廃タイヤ	0.0135
廃プラスチック類（一般廃棄物）	0.0257
廃プラスチック類（産業廃棄物）	0.0239
廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）、廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）から製造された燃料炭化水素油	0.0179
廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油	0.0188